本事業は、ＳＤＧｓの「４ 質の高い教育をみんなに」「１２ つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2026 年 11 月 26 日（木）
愛知県県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当　横溝、竹本
内線　5031、5035
ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ　052-954-6165

－消費者トラブル情報－

＜あいちクリオ通信　2026 年 11 月号（No.461）＞

2026 年度上半期（４～９月）消費生活相談の集計と分析
～「健康食品」の「定期購入」に関する相談件数が大きく増加～

【2026 年度上半期消費生活相談概要】

～相談件数は若者・一般・高齢者の全ての年代区分で減少～

○　愛知県及び市町村に寄せられた**相談件数は 24,319 件**（県:5,511 件、市町村:18,808 件）で、**前年同期に比べ、956 件、3.8%減少**しました。概要データⅠ

○　契約当事者の**年代３区分別の相談件数を見ると、前年同期に比べ、どの年代の相談も減少**（若者 6%減、一般 4.2%減、高齢者 5.2%減）しています。概要データⅠ、Ⅱ

○　商品・サービス別では、「商品一般」（身に覚えのない商品が届いたという相談、架空請求の相談等）が 2,364 件で最も多く、以下、「健康食品」（1,293 件）、「化粧品」（1,195 件）、「賃貸アパート」（1,139 件）の順となっています。概要データⅢ

【2026 年度上半期の特徴的相談】

①　「健康食品」の「定期購入」に関する相談件数が大幅に増加

健康食品に関する相談 1,293 件のうち、**「定期購入」に関する相談が 1,074 件と 83.1%を占めており、前年同期と比較して大幅に増加（64.5%増）**しています。**50 歳以上の年代が全体の約８割**を占めています。　特徴的相談①

②　「賃貸アパート」に関する相談件数が増加

「賃貸アパートを退去する時に高額な修繕費を請求された。」などの相談が 1,139 件と、前年同期に比べ増加（17.1%増）しました。**20 歳代と 30 歳代が全体の約４割**を占めています。　特徴的相談②

③　「分電盤」に関する相談件数が急増

「分電盤の無料点検を受けたところ、機器の劣化を指摘された。取替工事の契約をしたが、契約している電力会社ではなく、金額も高額だった。」などといった相談が、**上半期だけで昨年度１年間の相談件数と同数（162 件）寄せられています。70 歳以上の高齢者が全体の約７割**を占めています。　特徴的相談③

※　2026 年度上半期（４～９月）消費生活相談の集計
愛知県及び市町村が PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に登録した相談データ
（2026 年 10 月 22 日現在）に基づいています。

2026年度上半期の消費生活相談概要データ
― 速　報 ―

Ⅰ　相談件数の推移

（単位：件）

区　分		2026年度上半期	2025年度上半期	2024年度上半期	前年同期比増減数(率)
県内の相談件数　合計		24,319	25,275	22,246	−956　(−3.8%)
県・市町村別	県	5,511	5,824	4,932	−313　(−5.4%)
	市町村	18,808	19,451	17,314	−643　(−3.3%)
契約当事者年代別	70歳以上（高齢者）	5,135	5,414	4,921	−279　(−5.2%)
	30歳未満（若者）	3,086	3,283	2,776	−197　(−6.0%)
	上記以外（一般）	13,026	13,601	11,677	−575　(−4.2%)
	無回答	3,072	2,977	2,872	+95　(+3.2%)

Ⅱ　若者（30歳未満）の相談件数の推移

（単位：件）

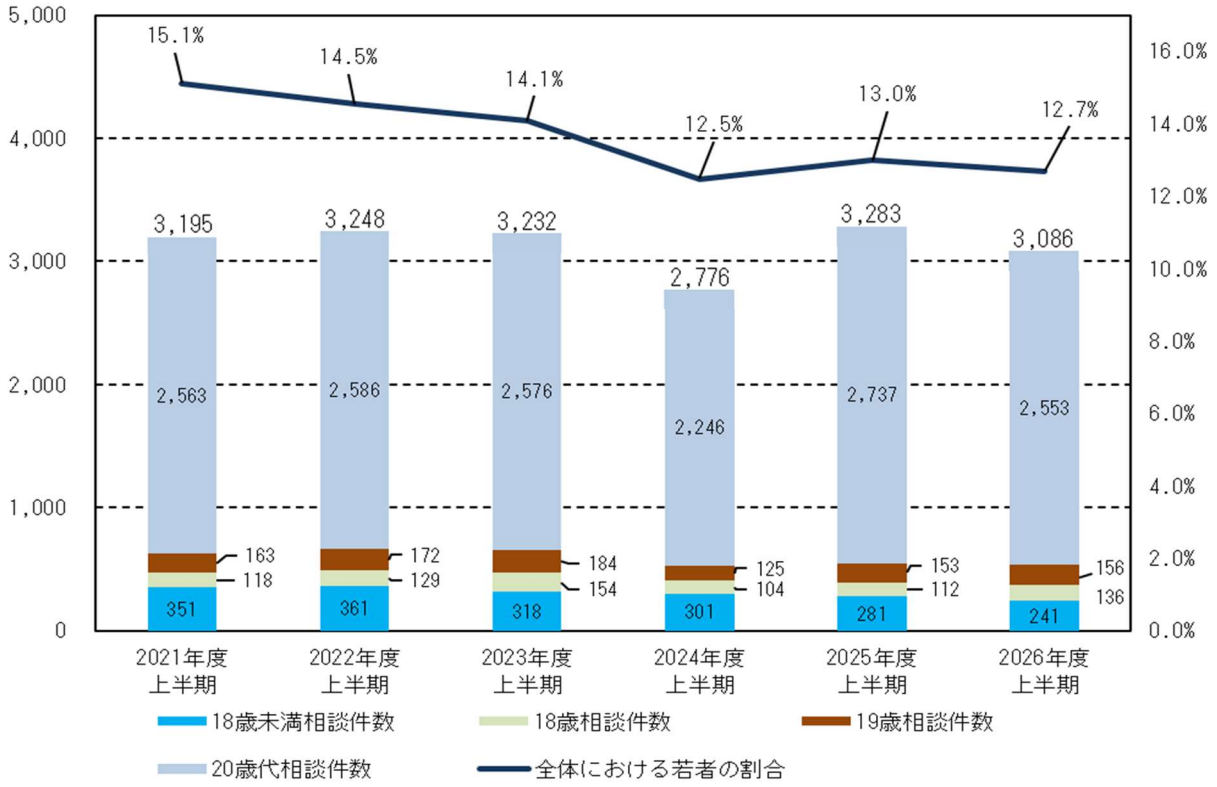

Ⅲ　商品・サービス別件数（上位5位）

（単位：件）

年度＼順位	1	2	3	4	5
2026年度上半期	商品一般	健康食品	化粧品	賃貸アパート	工事・建築
	2,364	1,293	1,195	1,139	720
前年同期比増減数	(−289)	(+436)	(−624)	(+166)	(+121)
2025年度上半期	商品一般	化粧品	賃貸アパート	健康食品	フリーローン・サラ金
	2,653	1,819	973	857	604

2026 年度上半期の特徴的相談

①「健康食品」の「定期購入」に関する相談件数が大幅に増加

○　健康食品に関する相談 1,293 件のうち、「１回限りの購入と思い商品を注文したところ、２回目が届き、定期購入になっているとわかった。」、「いつでも解約可能な定期購入を注文したが、途中で解約しようとしてもうまく手続きができない。」などといった、**「定期購入」に関する相談が 1,074 件と 83.1%を占めており、**前年同期と比較して**大幅に増加（64.5%増）**しています。

○　契約当事者を年代別に見ると、**50 歳以上の年代が計 823 件と多く、全体の約８割**を占めています。

◆「定期購入」（健康食品）に関する相談件数

（単位：件）

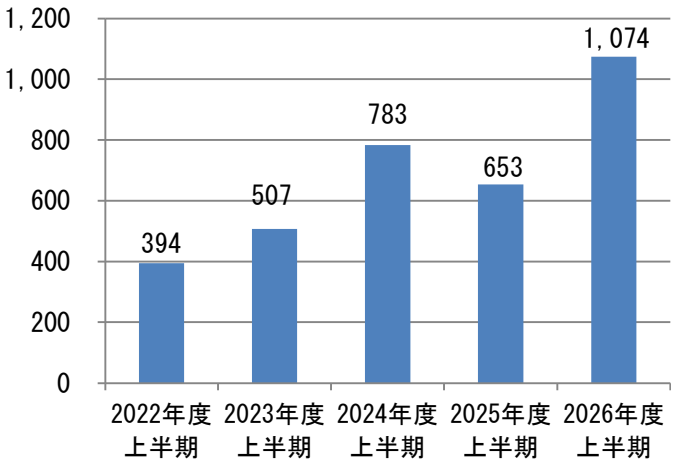

◆契約当事者の年代別件数

（単位：件）

年代別	2026年度上半期	2025年度上半期	増減率（%）	2026年度上半期構成比（%）
未成年者	36	21	71.4	3.4
18歳	6	10	△ 40.0	0.6
19歳	7	3	133.3	0.7
20歳代	33	15	120.0	3.1
30歳代	37	20	85.0	3.4
40歳代	86	55	56.4	8.0
50歳代	229	128	78.9	21.3
60歳代	267	142	88.0	24.9
70歳以上	327	230	42.2	30.4
無回答	46	29	58.6	4.3
計	1,074	653	64.5	100.0

【相談事例】

動画配信ＳＮＳで「480 円のダイエットサプリ」、「定期縛りなし」という広告を見て１回限りのつもりで購入した。数日後商品が届いたが、翌月、同じ商品が３個も送られてきて、請求額も 20,000 円と高額だった。定期購入を申し込んだつもりはないので、初回分だけで解約したい。（50 歳代　女性）

【アドバイス】

○　**通信販売（インターネット注文含む）には、クーリング・オフの適用はありません。**

○　インターネットで、商品を注文する際には、**定期購入が条件となっていないか**や、**「返品の可否とその条件（返品特約）」、事業者の連絡先等を十分確認**することが重要です。

○　**販売業者は、**①分量、②販売価格・対価、③支払いの時期・方法、④引渡・提供時期、⑤申込みの撤回、解除に関すること、⑥申込期間（期限のある場合）の内容について、**最終確認画面上で明確に表示することが義務付けられていますが、**表示はされていても、**消費者が誤認しやすかったり、見落としやすい表示も見られるので注意**しましょう。

○　**低価格を強調したり、注文を急がせたりする販売サイトには、特に注意**しましょう。

○　２回目以降の**商品を一方的に返しただけでは、解約したことになりません。電話等販売業者の指定する方法で解約を申し出て、**承諾されることが必要です。

○　誤認させる表示により申込みをした場合は、契約を取り消すことができる可能性があります。**契約内容の証拠を残すため、注文時には最終確認画面を記録として保存**しておきましょう。

②「賃貸アパート」に関する相談件数が増加

○　「賃貸アパートを退去したら、床の小さなキズの修繕費用や、通常損耗と思われる壁紙の貼替え費用、ハウスクリーニング代などを請求されたが、支払いたくない。」などといった**「賃貸アパート」に関する相談が 1,139 件寄せられており、**前年同期と比較して**増加（17.1%増）**しています。

○　契約当事者を年代別に見ると、**20 歳代と 30 歳代が計 475 件と多く、全体の約４割**を占めています。

（※）ここでは、「賃貸アパート」、「賃貸マンション」、「ウィークリーマンション」などを「賃貸アパート」としています。

◆「賃貸アパート」に関する相談件数

（単位：件）

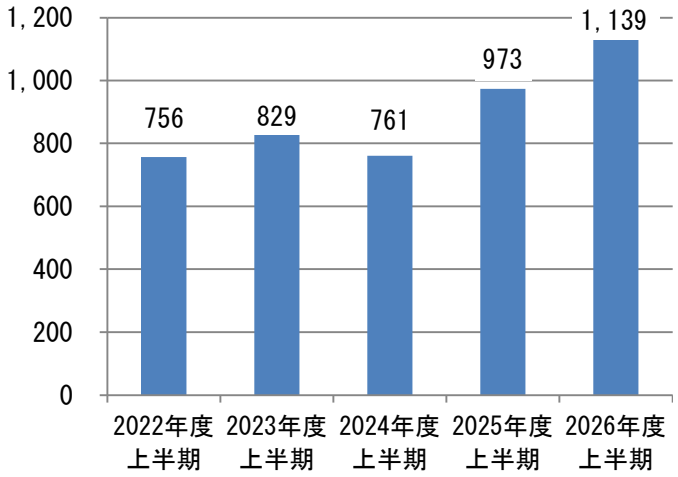

◆契約当事者の年代別件数

（単位：件）

年代別	2026年度上半期	2025年度上半期	増減率（%）	2026年度上半期構成比(%)
未成年者	0	0	－	0.0
18歳	7	2	250.0	0.6
19歳	4	1	300.0	0.4
20歳代	227	237	△ 4.2	19.9
30歳代	248	192	29.2	21.8
40歳代	182	149	22.1	16.0
50歳代	172	119	44.5	15.1
60歳代	84	80	5.0	7.4
70歳以上	65	50	30.0	5.7
無回答	150	143	4.9	13.2
計	1,139	973	17.1	100.0

【相談事例】

退去時に、入居時からあった床や壁の傷の補修代まで請求されたため、入居時からあったと説明したが、請求は取り下げないので不満なら提訴するように言われた。補修代を減額してほしい。（30 歳代　男性）

【アドバイス】

○　**契約する前**に、貸主側から説明される**契約内容をよく聞き取り、分からないことがあればしっかりと確認**しておきましょう。

○　**入居する際**には、賃貸物件にキズや汚れ等がないかや、エアコン等の設備が正常に作動するかなど、できる限り**貸主側と一緒に現状をよく確認**し、**写真やメモで記録**に残しておきましょう。

○　**入居中**に、**設備の不具合・故障が起きた場合**や、**雨漏りや水漏れなどのトラブルが起きた場合**は、**すぐに貸主側に連絡**しましょう。

○　**退去する際**にも、できる限り**貸主側と一緒に現状をよく確認**し、**写真やメモで記録**に残しておきましょう。

○　原則として、**年月の経過による損耗**や、**普通の使い方をしていても発生する汚れ・キズなどの修繕費用**については、**借主が負担する必要はない**と考えられます。

○　貸主側から請求された費用に納得できない場合は、国土交通省が作成した「現状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（下記 Web サイトに掲載）に示されている基準を参考に、**貸主側に説明を求め、費用負担について話し合いましょう。**

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html

③「分電盤」に関する相談件数が急増

○　**契約している電力会社やその委託会社を名乗って分電盤の無料点検を持ちかけ、**「すぐに交換しなければ漏電して火事になる。」などと言って**不安を煽って交換工事を勧誘する**点検商法に関する相談が **162 件寄せられており、昨年度下半期（150 件）から急増しています。**

○　契約当事者を年代別に見ると、**70 歳以上が 114 件と最も多く、全体の約７割**を占めています。

◆「分電盤」に関する相談件数

（単位：件）

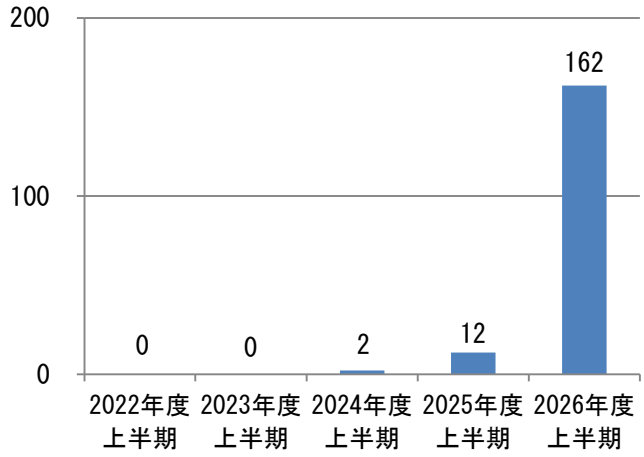

◆契約当事者の年代別件数

（単位：件）

年代別	2026年度上半期	2025年度上半期	増減率（%）	2026年度上半期構成比（%）
未成年者	0	0	－	0.0
18歳	0	0	－	0.0
19歳	0	0	－	0.0
20歳代	0	0	－	0.0
30歳代	1	0	－	0.6
40歳代	2	0	－	1.2
50歳代	12	0	－	7.4
60歳代	22	0	－	13.6
70歳以上	114	12	850.0	70.4
無回答	11	0	－	6.8
計	162	12	1250.0	100.0

【相談事例】

自宅の固定電話に「電力会社の者です。分電盤の無料点検に回っています。」という電話があり、契約している電力会社と思って点検を了承した。点検後「漏電して火事になる危険がある。」と言われて交換工事を契約したが、新聞で分電盤の点検商法に関する記事を見つけ、当該契約と酷似していて驚いた。クーリング・オフしたい。（70 歳代　女性）

【アドバイス】

○　分電盤は、電力会社（一般送配電事業者）が４年に１回以上の頻度で点検を行うことを法律で義務付けています。**法定点検は無料**で、調査員証を携帯した登録調査機関の調査員が点検を行います。点検を受ける場合は、**調査員証の提示を求めましょう。**

○　法定点検の場合、**点検日は事前に書面で案内があり、電話で連絡することはありません。**また、**点検後に調査員が工事の契約を持ちかけることはありません。**

○　業者から電話等で**点検を勧められても安易に応じず、家族などの周囲の人に相談**したり、信頼できる業者かどうかを確認したりするなど、慎重に対応しましょう。

○　分電盤の状況を確認したい場合は、**管轄の電力会社（一般送配電事業者）、地域の電気工事業者等に相談**しましょう。

○　点検するために訪問した業者と契約してしまった場合でも、**特定商取引法上の訪問販売に該当する場合は、**契約書又は申込書の受領日から８日以内であれば**クーリング・オフできます。**

消費生活相談窓口のご案内

お住まいの市町村又は県で消費生活相談をお受けしています。
消費生活上のトラブルなどでお困りの際には、早めに御相談ください。

消費者ホットライン　☎188（いやや！）

－ 身近な消費生活相談窓口につながります －

愛知県消費生活総合センター		
電　話　番　号	相談受付時間	
	消費生活相談	多重債務法律相談 (完全予約制)(※)
(052)962-0999	月～金　9:00～16:30 土・日　9:00～16:00	火・木　13:00～16:00

※多重債務法律相談は、各実施日の6日前(国民の祝日等の休日は除く)までに予約の連絡をしてください。



あいち暮らし WEB 等のご案内

最新の消費者トラブル事例、様々な消費生活情報、消費者教育の教材等、
楽しく学べる学習コンテンツを提供しています。

あいち暮らしＷＥＢ　　X（旧 Twitter）　　YouTube

